

◎新潟県告示第788号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

平成28年7月8日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

種類	名称	位置	数量及び能力
外かく施設	信濃川右岸緑地 護岸	新潟県新潟市中央区 万代3丁目地内	延長 205.3m